



また、本件ベジャマ2の上着は、前開きでボタンが付いたものだったが、先にも述べたように、請求人は指が不自由なので前開きがボタン付きの衣服は日常使用しないので持っていないし、買ひもしない。本件ベジャマ2は特にボタン穴があきつくで、その意味ではとても使用しないものであつた。だから、好みで選択することなら、こういうベジャマは選択しないものである。

第三に、病院に着ておけるようなベジャマがなかったという件については、最初の入院のときの件のところで述べたように、自宅ではTシャツ型の古着（ズボン（ショーツ））しか着用していない。古くて、あちこち縫ひたり、シミがついていたりしており、誰の目にも触れられない自宅では差し障りなくて、病院という「外」では、異質しく、他人に不潔感や嫌悪感をもよおさせる可能性が非常に大きるものであつた。日本人人は、下着や服など外から見えないようなところでの不潔感をとても嫌うものだと思う。下着やベジャマ（寝巻き）にも「もぞゆき」というものがあるものである。

通常の衣服に、外出用と自宅での普段着の区別があるのが普通にあること

を考えれば、容易に理解できるはずである。これが、健康だけでなく、文化的に重要な点である。しかし、生活保護の月々の扶助費では、通常の生活で必要な物のうち、寝巻きのよそゆきまで買ひそろえておくことはできない。

以上、本件通知書が指摘する、第一、第二、第三のどの観点から見ても、本件各ベジャマ代は、入院、手術等當時とは異なる事態に当たつて特別の需

各入院時に請求人が自宅で就寝時にまとめていた着衣、すなわち「寝巻に相当する被服」は、病院での使用にたまないものであった。既述のように、病院で使用されるような前開きのものではないだけでなく、古くて、縫ひたり、修繕した後に更に洗びたり、目につくところに破れた箇所があつたり、シミがついていたりして、いわばぼろぼろであり、この点からも使用に堪えないと要つたのである。

請求人は、本件各入院に際して、本件各ベジャマに頼らざるを得なかつたものである。

本件処分は、このことを理解して実態に即した決定とはなつていないのである。

ウ 本件各入院時には「寝巻又はこれに相当する被服は使用に堪えない」

状態であつたことについて

「生活保護法による医療の実態要領について」（昭和38年4月1日付け社労第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7の2(5)ア(6)は、

入院時に「寝巻又はこれに相当する被服が全くないか又は使用に堪えない場合」には被服費を一時扶助として出さるとしてある。この観点からすると、本件

平成27年3月17日から22日までA病院に入院していたこと。最初の入院が救急車で搬送され、緊急に決まつたこと。最初の入院の際、感染対策のために病院指定の本件ベジャマ1を着る必要があつたこと。

同年8月13日から9月12日までB病院に入院していたこと。

同年10月20日に処分庁の担当者が請求人を訪問し、入院や被服について聴取を行つたこと。

同年10月13日に書面請求した件については、同月14日に聴取したこととして認められる。

イ 前記ア以外の事項については、不知。

(2) 本件処分に至るまでの経緯  
ア 処分庁は、平成21年1月27日から、請求人に対して、生活保護を開始した。

イ 平成27年3月17日、請求人が、腹痛を訴え救急車を呼び、搬送されたA病院に入院となる。

ウ 平成27年3月23日、請求人が、A病院を退院となる。

エ 平成27年5月25日、請求人から処分庁に、本件ベジャマ代1の請求書が提出され受理する。

オ 請求人より、病院に入院した時点で本件ベジャマ1を着ることが義務付けられており、普段使用するものではないため、認定してほしいといふ訴えがある。

カ 処分庁から、本件ベジャマ代1は入院患者用品費で支払を行うものであり、別途ベジャマ代としては認定することはできない旨伝える。

キ 平成27年8月13日、請求人が、右下腹部腫脹を自覚し、B病院で診療を受ける。2日後の同月15日から入院することが決定する。

ク 平成27年8月13日、請求人が、B病院に入院する。

ケ 平成27年8月4日、<sup>①</sup>編集部注：24日の諭記、請求人が、手術を受ける。

コ 平成27年9月12日、請求人が、B病院を退院する。

サ 平成27年10月14日、請求人から、本件ベジャマ代2の請求書が送付される。

シ 請求人に電話連絡したところ、毎日交換するベジャマを自費で支払っていたら生活費が足りなくなってしまう。入院中の必要経費として支給をされないのはおかしい。今後治療を受ける際に安心して入院ができるといつ

た訴えがある。局長通知第7の2(5)ア(6)にベジャマ代に関する記述があるため、金額でなくとも、この金額だけでも認定すべきだという主張がある。

ス 処分庁より、本件ベジャマ代2は入院患者用品費に組み込まれており、別途認定は行わないこと、最初の入院の際と同様の説明を行う。また、局長通知第7の2(5)ア(6)のベジャマ代にについては、病院で貰われるベジャマ代ではなく、病院で使用するベジャマを購入するための費用と解することができる、金額も生活を圧迫するほどのものではない旨説明する。

セ 平成27年10月20日、処分庁が、請求人の部屋を訪問する。最初の入院で、2回目の入院までの流れ等、これまでの病状の流れの説明を受ける。

ソ 平成27年12月1日、本件ベジャマ代1の請求書が再送されたため受理する。

タ 平成27年12月16日、処分庁から

請求人に、本件各ベジャマ代について、却下の通知書を送付した。

(3) 本件審査請求に対する意見

ア 本件審査請求の請求人の主張は、本件各ベジャマ代について、これらを達成する一時扶助費の対象として

処分庁に支給を求めるものと考えられる。

イ まず、最初の入院のときの寝具については、請求人の主張するように、入院が自身の予想していた事態でなかつたとしても、入院先において着用していた寝具は、日常生活において使用する寝具をもつて替えることのできない特殊なものではない。請求人は自身が入院に必要な寝具を所有していないからこそを主張しているが、請求人は生活保護を受給している以上、かかる寝具は日常生活の諸経費から支出し、購入するべきものである。

また、寝具に関して、自分で着用可能なものが、入院中には着用不可能であると請求人は主張するが、このことには理由がなく、本件ベジャマ1は一時扶助の支給対象たり得るものではない。

ウ 2回目の入院のときの寝具について、請求人は入院が緊急的なものであり、入院に必要なものをそろえることは不可能であつた旨主張するが、請求人の入院日は、自身より入院の必要性の説明を受けた病院の受診日よりも後であり、入院生活を送るために寝具を用意することが不可能であったとは言

えない。

また、請求人は、入院生活において必要な形状の寝具を所有していないと主張するが、当該寝具が、通常の生活に用いる寝具と比して特殊な形状が求められるものではない以上、普段使用する寝具として日常生活を送れるべきものである。

入院に際しては、自分で着用する寝具は使用できず、「もぞゆき」（ママ）の下着と寝具が必要であるとの請求人の主張も、請求人の主権の域を出るるものではなく、これを肯定する理由はない。

よつて、本件ベジャマ2は、一時扶助費の支給対象として認められるべきものではない。

以上のことを鑑みれば、本件処分は違法、不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

3 請求人の反論

(1) 前記2(3)ア及びイについて

最初の入院のときについて、「入院先において着用していた寝具は、日常生活において使用する寝具をもつて替えることができない特殊なものではない」、「請求人は生活保護を受給している以上

上、かかる寝具は日常生活の経費から支出し購入するべきものである」と主張している。

しかしながら、本件ベジヤマ1を「寝具」と看取るのは妥当でない。

ケイズ記録や弁明書各自が自ら記しているように、本件ベジヤマ1は「病衣」と呼ばれるべきである。

局長通知第7の2(5)ア(ア)は「時扶助として「入院時の寝巻代」と記している。弁明書は、病衣をもって「寝具」と言い換えることによって、これが通常の生活上の支出であると強弁するものである。

病衣であるからこそ精気で治療を受けることを以外には必要としないものである。通常の睡眠時にまじう衣服に同意ではない。別言すれば、通常の睡眠時に病衣すなわち入院治療に必要な被服をまとつていなければならぬといふことはない。だまだま、同じタイプの被服を普段から使用している人もあることであろう。だが、それは当り前のことでして要請されることがではないのである。

日常生活において、睡眠時にどのような寝巻き(ねぎや)を着るのが正常な生活であるのかは、今日、一様には

規定できない。

古来的な浴衣型の寝巻きを好んで用いる人もあれど、いわゆるネグリジェ型や、上下が分かれたベジヤマ型を好みで用いる人もある。さらに、起きていたるときに着用する部睡着そのままで寝る人も増えている。

請求人もTシャツのようなものとズボンを部屋着と寝巻きの両用に用いて暮らしている。Tシャツ型の市販のベジヤマが適していた時期もあるが、買換えが思うようにいかず、すでに持っていた外出用のTシャツを普段着におろし、ズボン(近年では木綿生地のレギンス)と組み合わせるパターンがもつとも多い。他人の目に触れるこなく、自分で言えば、着衣がほろほろになつても、とりあえず用足足りる。便衣ながらした衣服が肌になじんで、好ましいことがある。

Tシャツとズボン型を部屋着と寝巻き両用に用いるようになった理由は、既に本件審査請求書で述べてきたところと重複するが、繰り返しておく。

④△△△病のせいで、手指が不自由なため、前開きでボタンをはめなければならぬ衣服は着ていられない。20年前のベジヤマ(口頭意見陳述の際に示した

証拠品)もTシャツ型である。

⑤腰が痛く前開きの和型(和服型)は、寝ている間に腰がまくれて、股が冷えるため、苦い頃から就寝時の着衣として使用したら。

⑥腰が痛く起きたり、また寝たりといった休息を必要とする生活なので、部睡着と寝巻きの区別ない衣服の方が便利である。

⑦市販のベジヤマセットを長らく購入していないのは、外出一般が困難な状態が続き、買い物も困難になつていること、適切なベジヤマを見つけるのが不容易である。

しかるに、病院では最初の入院に際して、自前のベジヤマならば部睡着のベジヤマを用意するように言われたのである。

退院して、本件ベジヤマ代1は支払えないと担当ケースワーカーに言われて以降、ベジヤマを買っておかなればならないのかとの思いに脅迫されるような感じで、ベジヤマ店に目につくようになつた。しかし、いつどんな状態でどんな病院に入院するかは前もつて想定できないので、結局何を基準にどういうベジヤマをいくつ買うべきか、

判断がつかない。

病状、入院先、何時、どんな状況か、どういう目的で入院となるか。そのとき請求人の体格は瘦せているかどうかも重要である。裸せるし、とりわけズボンがアカブカになり、才が長くなり、足元が不安定な請求人には危険である。季節も多少関係がある。最近ではどの病院も年中空調が効いており、室内的気温や湿度はある程度の水準に保たれているようだが、多少は外の気候の影響があるようと思われる。とりわけ、寒暖や乾湿に敏感でながら、身体の対応調節能力が弱い場合には、そういうである。

(2) 弁明書が、「当該寝具が、通常の生活に用いる寝具と比べて特殊な形状が求められるものでない以上、普段使用する寝具として日常生活費から購入すべきものである」などと主張していることについて(前記2(2))

まず、「特殊な形状が求められるものでない」という主張(断言)を検討する。

形状とは何かがはつきりしないが、辞書を見ると、概念外見的形態、物の形、外形を指すようである。

本件ベジヤマ2(病衣)は、前開き

の上下(上着とズボン)で、シンクのストライプ柄であった。しかりした生地で木綿に見えた。袖は七分くらいでズボンの腰は引きずらくなつた。サイズはSである。ズボンはウエストにゴムが入つておらず、伸縮可能であつた。腹の手術は腹部縫合で行われた。傷は通常の切開より小さいが、下腹部左右に膿(からだ)に向かう腫)と膿より上の左右が合計2ヶ所あつた。それでも、このウエストゴムのズボンで傷を刺激するところがなかつた(ただし、ボタンがきつくて、手指に力が入れにくければ着替は看護助手さんに手伝つてしまつた)。

本件ベジヤマ1(病衣)は、前開きのいわゆる「腋(わき)」型の羽織物で、ボタンはなく、紐締めであった。丈は膝下まであつた。

いずれの服衣も、紺繁や、換気や、血压測定や、採血や点滴を受けたままの着替えや、トイレに便利であつたたり、点滴用の留置針のところに当たらぬなど、病人の治療に適したものであつた。

つまり、形体それ自体よりも、形が意図する機能性に着目して理解するほうがベジヤマ(病衣)の選択を理解しやすくなると考える。弁明書が言う「形状」

又は形体は、ファンション性の考慮とも運うようである。したがつて、医療的な機能面での考慮も、患者の外見的好みも考慮してしないと思われる。

以上機能的に見れば、本件各ベジヤマ(病衣)は、それなりに納得のいくものである。ファンション的な好みを斟酌できればなかなか良いが、まずは、入院の目的である治療に適した被服であるべきである。

弁明書には触れられていないが、本件審査請求書の詳細に明記したように、請求人のように手伝ってくれる家

庭業は、さく普通の病院がベジヤマのリースを当たり前のように提示する行つて洗濯及び乾燥させている力のない病人である場合には、仮に病衣に使えるベジヤマのセリトを上から下着くらに持つ込込むことができたとしても、それでは不十分であり、ベシド回りに汚れ物の山が出現し、現実に困った事態が生じる。

また、家族があつても、洗濯物届けができるないことがある。

総合するに、状況によつては入院患者はリースベジヤマに頼らざるを得ないものである。

(3) 弁明書は、前記2(2)において、「局第7の2(5)ア(ア)のベジヤマ代につい

ては、病院でリースされるベジヤマ代

ではなく、病院で使用するベジヤマを購入するための費用と解することができ、金額も生活を圧迫するほどのものではない旨説明する」と記しているが、これが処方箋の正式な主張なのかどうかが不明だが、念のために述べておく。

ア 生活保護の一時扶助としてベジヤマ代は、ベジヤマリースに適用するものではないことはない。

リースベジヤマ代に使用できないことは一切書いてない。

現実は、さく普通の病院がベジヤマのリースを当たり前のように提示するといふ事実と、多くの人が寝巻と普段の部屋着の区別なく暮らすようになつてきているほか、普段自宅で睡眠時に着用している衣服が入院時の病衣として通用しないことがあること、患者本人を含めて洗濯ができる者がない場合があるといふ事実を素直に受け入れて、被保険者の自立更生と患者である被保険者の入院時の最低生活費を保障することに資するような運用を図ることが必要である。それこそが、一時扶助をねらう入院時のベジヤマ代を支給するというにとどめ、この扶助項目の存在を活かす道であり、現実に沿つて

た適用といふるものである。

手術を受けるなど、重病の患者の場合には、見合つた機能を備えた病院指定の病衣(ベジヤマ)を用いることは合理的であり、時に不可欠である。

もちろん、リースではなく、購入の費用に当てる自由もあつてよいはずである。

被保険者の生活と病気治療にかかる支出の実態に即した処分であるべきである。

ちなみに、生活保護手帳専用審査集(2015年版)問7-12では、「常時失禁している者」に支給される「紙おむつ等」の代金の「等」とはじかなるのを指すのかという間にに対して、「布おむつ・賞じおむつ・おむつ洗濯代のほか、おむつかばーや油紙等失禁防止のために入必要な物をいうものである」という答えがなされてゐる。

おむつに対する、「賞じおむつ」の利用や「洗濯代」の必要があることに、当然ながら、理解されて認められていいるものである。

イ 生活保護世帯にとつては、敷居の予想外臨時支出の量は大きい。

それゆえにこそ、医療を受ける際の通院等移送費も、病気という常と異な

る事態への一時扶助として支給されてい る。ちなみに、請求人の現在の通院移 送費は月々、400円未満であるが、こ れが生活費に負担でないとして文書を 受けなければ継続して通院し、治療を受 けることができない。全国で支給する ことが原則である理由に鑑みるとべきで ある。

請求人の訴訟については、他の薬局で 過べたので、数千円の臨時支払の額を について再記しない。

(4) 弁明書が、2回目の入院に際しては「入院日が入院の必要性の説明を 受けたが病院の受診日よりも後である」から 「入院生活に必要な薬具を用意する ことが」可能であったと主張している ことについて(前記(2)(『編集部注:③ の認定』)ウ)

弁明書は、平成27年8月11日夕刻に 病院で入り院が必要であると初めて告げられてから、同月13日午前10時に入院するまでの間に、そもそも持つてい ない前開きのベジヤマを用意すること が可能であったとしている。中1日あ れば、適切な病衣(ベジヤマ)が用意 できたと主張しているが、いかにも空論である。

中1日ならば十分準備ができたとい

う主張は、請求人の体調など状態を全く無視したものである。

請求人は、別箇所でも触れたおり、 2015年度は介護認定調査により「要 介護3」を認定されていたものである。

不可解な主張である。

3月に1日くらいしか起きていられ ない。

ちなみに、本件審査請求をしてから 審査官担当部署から送付された重要 文書が郵便で送付されたことを2回 も、週時に発見できなかつた。毎日あ るいは数日に1回と、定期的に届きが こないで気が済くなるのであつた(実 じがでなかつたからである。

同月11日前後の体調日誌の抜粋を添 付するので、あれこれが単独でできた かという判断をいたしました。(この 体調日誌は、請求人が最初の入院以降 自然的につけていたものであり、主に 体調に関する日誌である。原文のまま 読みかけの本やパソコンばかり通信機器 にどじらで。なお、本題と関係がない と思われる記述で、他人の名が記され た部分は墨で消したりしてある)。腹 痛、貧血などによる疲労などどうかが えらぶりと書まる。

請求人の健康状態は、自宅内で何らかの準備をするだけでも大変な負担で あり、ベジヤマを購入に行く余裕は到 底ないことが明らかである。街までは

バスで30分で、バスの本数は専門は40 に1本である。病院は自宅から遠く、 入院のために荷物を持ってバスや電車を 乗り繰りながらだり着くことを想像 しただけでも気が済くなるのであつた(実 際には、知人が車で迎えに来てくれて、 荷物を運び、病院まで送ってくれた)。 朝、車の中で知人に話しておきたいこ とがあつたが、体調が悪ければ後部座席 ではほぼ横になれるような形で休んでいく しかなかつた。迎えがなかつたら、入 院できなかつたと思われる)。

2回目の入院の前には、病院がよこした案内や注意書き8枚を読み、これ とは別に当日病院に渡す書類やリビング ライフ等に寸胴して準備し、指示 された物品のほか、下着、ソックスは かの身の回り品や、当座の薬や衛生用品 読みかけの本やパソコンばかり通信機器 や文房具や化粧やシートや入浴用品や文 房具を用意し、適当な袋をいくつか探 し出し、どうやって運ぶかを考えつつ 話してみたりと大変であつた。あらゆる 物が普段から用意されているわけ

もなく、押し入れなどを探ししてみなければならなかつたりする。寝もしかり。タオルもしかし。自己判断で、必要かと思われるベジヤマもそろえた。当日着ていく服や靴も選んで用意しておくる。あるいは、複数の知人の連絡先を一枚の紙に印刷して用意したり、遠方に住む友人に電話連絡を入れて知らせておくなど。また、病相談センターに電話して知識を得ることも不可欠であつた。

急に決まった出張や旅行の準備のよ うにあたふたしていた。加えて、請 求人の状態が状態なので、まさかの事 態(死)に備えておかねばならなかつた。

すべてをここに列挙することは難し い。

到底持つていないう類のベジヤマを 購入に行くことは不可能であつた。

処分庁が、普段から入院用のベジヤ マ(病衣)を購入しておぐべきである とか、普段から購入して使用している べきであるという主張であるならば、 それは現実も実態も見ない論であるこ とは、本反論書全体から理解されるべきである。

(5) 弁明書が「自宅で着用可能か

のが、入院中に着用不可能であるとい う請求人の主張が「理由がない」「・・・ 「よそゆき」(ア)の下着と寝具が必 要であるとの請求人の主張」が「主觀 の感を出るものではない」などと主張 していることについて(前記(2)(『編 集部注:③の認定』)イ及びウ)

請求人は、平成28年3月22日の口頭 意見陳述において、請求人が所有し、 現在及び過去に使用しているベジヤマ 着用部屋着を参考して、審査官の聽取者 の方々に見ていただきたい。本件各入院 の病衣として堪えられるものであつた かどうかの客観的な御判断を仰ぐもの である。第一に、手術入院に際して求 められた前開きのベジヤマを數十年来 使用していないこと、第二に、普段自 宅で使用していた部屋着兼睡巻きをど れほど古びていてボロボロであり、入院 中の衣服(病衣)として多くの他人の 目に触れるにいたさない、つまり請求人 が表現するところの「よそゆき」に相 応しくないかとの観点からである。

ちなみに世間では、入院時のベジヤ マについて、どのようなものを着るか をどれほど気にしているかを示す、ア ログやネット相談を少し添付しておく。 人物に対していただいたい。入

院時のベジヤマの選択が、普段の寝巻 きではなく、病院での傍目をも大いに 考慮したものであることが分かる。

(6) 本件各ベジヤマ代は入院患者日 用品費で支払うもので、金額も生活を 壹辯するほどのものでないとの主張(但 し、(2)(カ)及び(エ))

これが処分庁の正式な主張なのかも うか不明だが、一応反論しておく。

請求人には入院患者日用品費は支給 されらない。通常の居宅基準生活費 が支給されている。

生活保護世帯にとって月數千円の予 想外臨時支出の重みは大きなものであ る。本件ベジヤマ代が2,646円、

本件ベジヤマ代2が6,480円(修正 後)で合計9,126円にも上る。

食費の一部が不要であつた(主に、 病とその検査や治療のため)だけで、 金額的には少しも差になつてない。む しろ、入院しなければならない状態 に陥つたために増えた通信費や本隊費 下着などの購入費そのがおり、常に りも支出は減じていない。

光熱費等が通常どおりに必要となつ たことは言うまでもない。

ちなみに、インターネットプロバイダ と電話料金の請求額を添付する。

平成28年『編集部注:27年の認定』 9月18日から10月20日まで、7月21日

から8月19日まで及び同月20日から9 月17日までの時期の電話料金(『編集

部注:電気料金の認定』)の領収書のコ ピーを添付する。毎年、夏季にはエア

コン使用のために電気使用料が増大す る。冬季の暖房用計算と違って、夏季 の冷房計算は支給がない。毎年、家計 のやりくりが一苦労である。請求人は、 要介護3を認定される以前から、通院 以外はほとんど外出しない在宅病人で ある。それゆえ、暖房費も多く必要 とするが、冬季加算の特別基準の適用 は受けにならない。

下着を購入したのはもちろん入院の ためであるが、これは生活費から購入、 一時扶持としては申請をしてられない(こ の点は、弁明書(前記(2)(『編集部注: ③の認定』)ウ)での記述があたかも請 求人が下着代とベジヤマ代両方につい て一時扶持されるべきと申請したよう な誤認で印象を与える可能性があるの で、一言しておく)。

本件各入院中に財布から現金で支 払った病院指定の品々やタクシーデナ

ジの支払のため、退院後の生活費の やりくりは非常に苦しいものであつた。 平成27年3月の分と併せて、催促を重ねた末に、申請の主要な部分が支給さ れたのは同年12月である。

また、日頃から、月々の扶助費から 救急費等が負担している消費費以外の 品目も多々ある。医師が処方する薬 制剤は毎月自己負担の定額便で薬局から 送つてもらわなければならぬ。経腸 米糞剤(経口・経管両用)1日1缶 250ml中の重量が重く、かさもあるためである。足の巻き爪の治療に必要 なワイヤー(一般的な治療)も高価だ が自分負担している。一例に過ぎない。

平成25年8月から扶助費引き下げ 以後、新聞の購読は一切止めたし、電 話は0120局番の無料電話しか掛け ないように節約に努めなければならぬ。外出も、基本的に毎月1回の通院 に留めている。街までのバス代だけでも、 往復520円する。扶助費の範囲内で 購買するためには、気分を自ら抑うつ状 態にして、種々の欲求が生じないよう にして暮らすのである。

特別な出費について付言すれば、本 件各入院等にかかる費用申請と本件 処分等について、今般、本件審査請求

をせざるを得なかつたものだが、その際、参考文献として「生活保護手帳 2015年度版実施要領付」(中央法規)、「保護の手引き平成27年度版」(第一法規)を購入せざるを得なかつた。添付したアソシの注文・納品書のコピーどおりである。送付と代引手数料を含めると、6,149円の支弁となつた。

松本市立図書館から借りて、配達してもらえるかと思ったところ、図書館には置いてないとのことであつた(記述については、請求人は既に数年前から、歩行不自由者として図書の配達をしてもらえる者のリストに載せてもらいたい旨に書類によつてはこの制度を利用している)。千葉県立西部図書館にあることを察き止めてもらつたが、貰ひ出せないとのこと。その図書館まで歩いていくことは困難なので、断念した。

こうした生活保護の選用規則又は選用指針の書については耳は耳にしたことがあるが、見たこともなかつたので、市販の何を購入すればよいのかわからず、平成28年1月にネット上で大雑把にまとめて注文するしかなかつた。

これら出版物についての具体的知識がないうえ、ネット上の購入では、請求

人は中身を吟味して選び得る力がない。書店に出向いて、比較検討して、吟味の上購入するといふことはできなかつた。そもそも買い物が困難であるからである。

担当ケースワーカーからは、本件各ペジヤマ代等について平成27年10月に電話で話した折、「生活保護実施要領付」くらいは持つていてはしいね」と言われた。(生活保護の仕事を行う職員(公務員)は公費でこうした専門的資料や文献を毎年支給されているが、少なくとも職場には備え付けてあるものと思われる。それに対し、保護證券は生活保護の業務を仕事としているわけではないが、こうした文献を保護費から購入して構える義務はなく、きわめて不公平なことである。

しかも、購入した文部及び資料のうち、本件審査請求のテーマに關連する部分はほんの少しかなかつた。担当ケースワーカーが、コピーしてくださいさればこと足りたはずである。

なお、最初の入院のときの請求についての説明は、実際には2回目の入院のときの請求とともに同月以降に行われている。それまで放置されていたものである。

## (7) 申明書(前記2(1)ア)の記載に関する調査

1 駐在事実  
(1) 処分庁は、平成21年1月27日、請求人昭和×年×月×日生単身世帯に対する法に基づく保護を開始した。

(2) 請求人は、平成27年3月17日、救急車で搬送され、同日から同月23日までA病院に入院(最初の入院)した。

(3) 請求人は、最初の入院において、本件ペジヤマ、タオル及びおしおりがセットになつた「A病院入院セット」を利用し、平成27年5月19日、その料金2,646円(以下「本件利用料金」という)を、株式会社Eに支払つた。

(4) 請求人は、処分庁に対して、本件利用料金1に係る領収書を送付(平成27年5月25日に到達)して、本件利用料金1の一時扶助を申請した。

(5) 請求人は、平成27年8月11日、B病院で診察を受けた結果、同月13日から入院することが決定し、同日から同年9月12日まで、同病院に入院(2回目の入院)した。

(6) 平成27年9月9日付け治療方針説明書(主治医氏名××)には、請求人の病状について、「□□部△△部」「腹腔鏡」「□□部剖瘍」△△摘の悪性病変に伴う膿瘍性病変であり、大腸癌等の悪性疾患は認められなかつた」と記

載されていた。

(7) 請求人は、2回目の入院において、本件ペジヤマ2及び寝具を借り、平成27年9月12日、その料金(以下「本件利用料金2」とい)、本件利用料金1と併せて「本件各利用料金」という)8,856円をB病院に支払つた。

(8) 請求人は、処分庁に対して、本件利用料金2に係る領収書を送付(平成27年10月14日到達)して、本件利用料金2を「一時扶助を申請した。

(9) 処分庁は、平成27年12月16日付けで、本件処分をした。

(10) 請求人は、平成28年2月9日付けで、本件審査請求をした。

(11) 請求人は、平成28年3月22日、当審査庁に対して、口頭意見陳述をしたが、その際、請求人は、次の4組のペジヤマを持参した。

ア 緑色の果実様のものが描かれたもので、上下が一揃になつたもの  
イ 赤色の花柄のもので、上下が一揃になつたもの

ウ んじ色の上着

エ 灰色のタートルネックの上着

オ 灰色のスウェット素材のズボン

カ 黒色のズボン

## 2 法の仕組み

(1) 法による保護は、生活中困窮する者が、その利用し得る資産・能力その他あらゆるもので、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ、他の法律に定める扶助は、すべてこの法による保護に優先するが原則である(法第4条第1項及び第2項、補足性の原理)。

また、法第8条第1項は、「保護は、厚生省令の大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことができない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定しており、この基準として、「生活保護法による保護の基準」(昭和38年厚生省告示第155号。以下「保護の基準」という)が定められている。

そして、保護の基準別表第1は、第1章で居宅又は療養施設等に入所している被保護者の基準生活費を、第3章で入院患者又は介護施設入所者である被保護者の入院患者日用品費等を、それぞれ定めることで、入院患者日用品費は、同表1(2)アによれば、病院又は診療所に1ヵ月以上入院するものに支給するとしている。

臨時的な特別需要」を掲げる。

(4) さらに、一時扶助としての被服費について、局長通知第7の2(5)アは、「被保護者が次のいずれかに該当する場合であつて、次官通知第7に定めるところによつて判断したうえ、必要と認めるときは、それそれに定める額の範囲内において特別需要の設定があつたものとして被服費を計上して差し支えられない」とし、その(7)において、「保護開始時及び長期入院・入所後退院・退所した場合において、現に使用する布団類が全くないか又は全く使用に堪えなくなり、代替のものがない場合」を掲げ、また、その(7)において、「入院を必要とする者が入院に際し、寝巻又はこれに相当する被服が全くないか又は使用に堪えない場合」の被服費を「4,000円以内」(平成27年12月当時)と定めている。

## 3 あてはめ

(1) 本件各入院は、前記1(2)及び(5)のとおり、いずれも1ヵ月以上にわたる入院ではないから、入院患者日用品費(保護の基準別表第1第3章)は適用されず、請求人に対しては、本件各入院の期間中も基準生活費(保護の基

準別表第一第1章)が支給されることとなる。

そして前記(3)及び(7)のとおり、本件各利用料金には、本件各ベジャマ代のほかにタオル、おしほり及び寝具の利用料金が含まれているのであるが、これらの物品は、いずれも日常の最低生活に必要なものであるから、こうした物品の購入やリース等に要する費用は原則として、経常的最低生活費として支給される上記の基準生活費の範囲内にまかねられるべきものである。

(2) もつとも、「入院等による臨時的な特別需要がある」者について、「最低生活に必要不可欠な物質を欠いている」と認められる場合で、「緊急やむを得ない場合」には一時扶助費を支給することができないとされ(前記(3))、「入院を必要とする者が、入院に際して、寝巻又はこれに相当する被服が全くないか又は使用に堪えない場合」には被服費(4,000円以内)を計上できるとしている(前記(4))。

(3) この点、請求人は、前記審理關係人の主張の要旨(②及び③)のとおり、要するに、最初の入院は、救急車で搬送され、そのまま緊急に入院したものであるとして、一人暮らしで、ベジャマ

を自宅に取りに行こうとも誰かに届けてもううこともできなかつたこと、2回目の入院も受診から2日後に入院したもので、入院の準備も満足にできなかつたこと、2回目の入院中は、ベジャマが汚れるたまに何回もベジャマを取り換えなければならなかつたが、自分では洗濯もできないし、洗濯をしてくれるような家族もらないこと、自宅にあるベジャマはホロホロであるし、入院患者が着るような簡潔さのものでもなかつたことなどから、本件各入院中に使用したベジャマのリース代金については一時扶助費として支給されるべきであるのに、これをいすれも支給しないとした本件処分は違法又は不当な旨主張しているものと解されるので、本件各利用料金について、一時扶助費の支給対象となるかどうかを以下検討する。

(4) まず、タオル及びおしほりについては、そもそもこれらの利用料金を一時扶助費として支給できるとの定めはないから、これを支給しないとした点について、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

また、寝具については、前記(4)のとおり、保護開始時及び長期入院・入

所後退院・退所した場合には、一時扶助費として支給することができるが、本件はこれらの場合に該当しないこと明らかであるから、寝具の利用料金を支給しないとした点についても、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

(5) 次に、本件ベジャマについてみると、前記(2)のとおり、最初の入院は、救急車で搬送されそのまま入院したものであることが認められるから、この入院に当たり、ベジャマを用意することは無理であつたといふべきであり、また、入院中に自ら自宅にベジャマを取りに戻ることもできなかつことは明らかであるし、さらに、前記(1)のとおり、請求人は一人暮らしであるので、本件各利用料金について、一時扶助費の支給対象となるかどうかを以下検討する。

そうすると、前記(1)のとおり、請求人の自宅には請求人が普段身に着けていたベジャマがあつたことが認められるのであるが、請求人は、このベジャマを入院中に使用することができなかつたというべきであるから、「入院に際し、寝巻又はこれに相当する被服が全くない場合」と同様すべき状態にある

たと解するのが相当である。

(6) さらに、本件ベジャマ2についてみると、前記(5)のとおり、2回目の入院は30日間という比較的長期間にわたる入院であつたこと、また、前記(1)のとおり、請求人は、△△病と診断され、口口部切開の手術を受けたことが認められるので、ベジャマを日に何度も脱着する必要があつたとの請求人の主張には一定の合理性が認められることから、この入院中、かなりの枚数のベジャマが必要であつたと認められる。

ところで、前記(1)のとおり、請求人の自宅には、少なくとも上下4組のベジャマがあつたことが認められるところ、既に請求人が自宅にあるベジャマを入院中に使用するすれば、ベジャマが汚れた都度、洗濯する必要があるが、手術を受けて入院中の請求人が自ら洗濯をすることは無理であり、請求人は一人暮らしであるから誰かに洗濯を頼むことが困難であつたと認められる。

そうすると、2回目の入院中に、自宅にあつたベジャマを使用することは困難であつたといふべきであるから、請求人は「入院に際し、寝巻又はこれに相当する被服が全くない場合」と同様すべき状態にある

に相当する被服が全くない場合」と同視すべき状態があつたと解するのが相当である。

なお、前記(5)のとおり、請求人は受診の2日後に入院したことが認められるので、2回目の入院にあつては、入院中に使用するベジャマをあらかじめ用意することが全く不可能であつたまでは認められないが、2回目の入院にそなえて、経常的最低生活費により、あらかじめベジャマを買いつるえておくことまでを求ることは請求人にとつて過量な負担であつたと言ふべき。請求人が2回目の入院に当たり、ベジャマを用意しなかつたことは、上記判断を左右しない。

(7) よって、請求人には「入院による臨時的な特別需要があり」「最低生活に必要不可欠な物質(ベジャマ)を欠いている」と認められ、「緊急やむを得ない場合」に当たるから、一時扶助としての被服費が支給される場合に該当すると解すべきである。

(8) 小括  
したがて、本件各ベジャマについて、被服費を支給しないとした点において、本件処分は違法であり取消しを免れないと。

#### 4 緒論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるから、行政不服審査法(平成26年法律第68号による改正前の昭和37年法律第160号)第40条第3項を適用して、以下のとおり裁決する。

平成28年11月25日

千葉県知事 篠木 栄治

*ハウジングファーストの人間關と支援アローチ 【小川芳輔】 *ニューエークにおける新しいアローパノへの取り組み 【白木敬士】 ◆特別児童扶養手当燃料費控除反対訴訟・大阪高裁判決(平成26年11月27日)	賃金と社会保障 No1676(2月下旬号) 2017年2月25日発行(毎月10日・25日発行) 定価 2,100円(年間購読料 51,840円) 編集人 湘南洋子・村田悠輔 発行所 (有限会社)編集室 東京都武蔵野市御殿山1-6-1 吉祥寺サンプラザ306 〒180-0005 電話 0422-25-6604 FAX 0422-25-6605 メール yanabuki@za-wakwak.com <a href="http://chintya.net">http://chintya.net</a>
日本誌のご購読について。株式会社「賃金と社会保障購読係」へ電話かFAXでご一報ください。	